

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十年四月十日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万五千三百三十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。